

番号	8
項目	京橋地域クリーン巡回事業として、「清掃員 1 人あたり年収 500 万円相当の人件費を見込む、常勤型・責任配置型の清掃巡回事業」を創設することを要望する。 実施方式については、京橋地域の美化状態を継続的に把握し、地域に責任を持って巡回できる体制を構築する観点から、行政による直接採用または行政管理下での専属清掃員配置が望ましい。 直接採用とすることで、清掃員が単なる外注作業員ではなく、京橋地域を日常的に見守る「街の清掃担当者」として機能しやすくなる。また、清掃状況、ポイ捨ての多い場所、吸い殻の発生地点、放置自転車や路上喫煙等の地域課題を断続的に把握し、都島区役所・京商連・商店会・地域団体と連携しやすくなる。 一方で、行政による直接採用には、採用手続き、労務管理、有給・欠勤対応、代替要員確保、人員定数等の課題も考えられる。そのため、制度上すぐに直接採用が難しい場合は、都島区予算による清掃・美化巡回業務委託として実施し、仕様書上で「京橋地域専属の清掃員配置」「1 人あたり年収 500 万円相当の人件費の確保」「継続的な定点巡回」「月次報告」を条件化することが望ましい。 本事業は、単なる安価な外注清掃ではなく、日々京橋を見回る「街の清掃担当者」を配置する事業として位置づけるべきである。 また、発展性として、当該人員を確保することで、清掃以外にも、放置自転車、路上喫煙、ポイ捨て防止、客引き対策等の啓発補助業務と連携することも考えられる。 京橋地域は、都島区の主要な玄関口であり、区の印象を大きく左右する地域である。したがって、京橋地域の清掃・美化巡回体制を整備することは、単なる環境美化にとどまらず、来街者の安心感、商店街の魅力向上、地域の商業価値向上につながる基盤施策である。 以上の理由により、年間 2,000 万円規模の「京橋地域クリーン巡回事業」の創設を要望する。

(回答)

大阪市では、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清掃保持に関する条例」により、住宅街や商店街については市民・事業者の責務として周辺の清潔保持を図る「門前清掃」に努めることとなっており、市民の皆様へのボランティア清掃活動等に対する啓発を行っています。

都島区役所でも、ごみ等のポイ捨てや放置自転車が減少し、環境に優しく、誰もが安全に通行できるまちをめざし、地域や企業・商店会等と協働し、ボランティア清掃活動を推進するとともに、種花ボランティアが育てた花苗を各地域等に出荷することで、区域全体の環境美化意識の向上を図っています。

特定の地域に限定した清掃活動等は実施しておりませんが、京橋地域も含めた区全体の環境美化意識の向上を図れるよう、引き続き努めてまいります。

担当	都島区役所 市民協働課	電話：06-6882-9975
----	-------------	-----------------